

4.上位関連計画

4.1 国における関連計画等

4.2 愛媛県における関連計画等

4.3 新居浜市における関連計画等

4.4 新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画

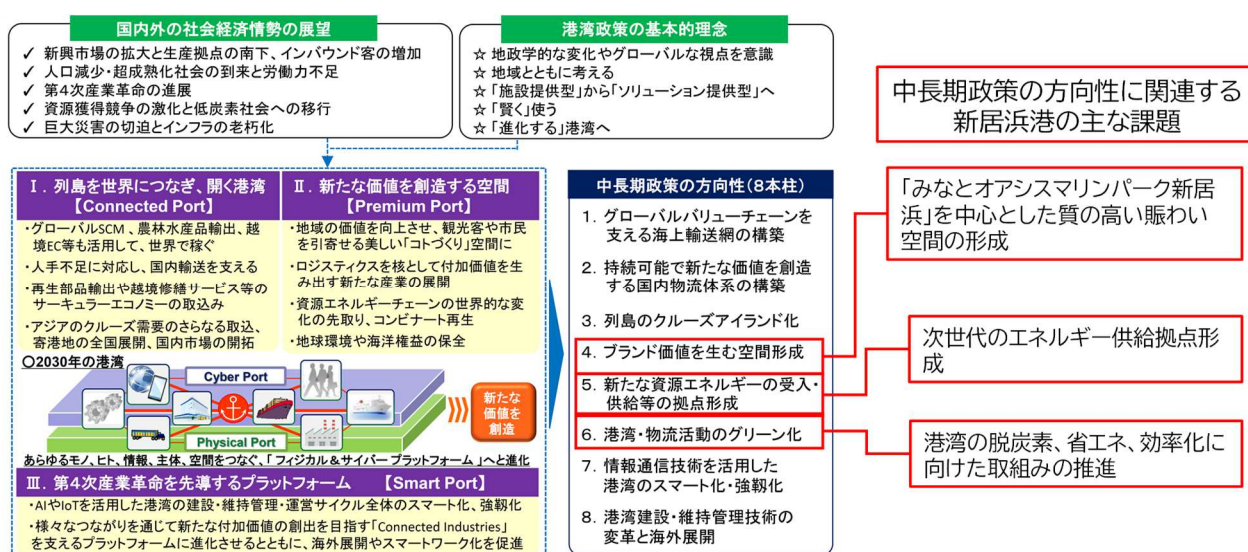
4. 上位関連計画

4.1 国における関連計画等

(1) 港湾の中長期政策「PORT2030」

国土交通省港湾局で策定された「PORT2030」は、2030年頃の将来を見据え、我が国経済・産業の発展及び国民生活の質の向上のために港湾が果たすべき役割や、今後特に推進すべき港湾政策の方向性等を取りまとめた計画である。

2030年の港湾が果たすべき役割として8本柱があり、新居浜港においては「ブランド価値を生む空間形成」や「新たな資源エネルギーの受入・供給等の拠点形成」など、3つの柱が今後の課題として挙げられる。特に「新たな資源エネルギーの受入・供給等の拠点形成」については、令和5年9月に策定した新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画の中で将来構想として位置づけており、今後の整備推進が望まれている。（図 4.1）



出典：国土交通省「港湾の中長期政策『PORT2030』」（平成30年7月）

図 4.1 港湾の中長期政策「PORT2030」の概要

(2) 四国港湾ビジョン 2040～「効・創・適」新しい港の様式～

四国地方整備局で策定された「四国港湾ビジョン2040」は、10～20年後の将来を見据え、「港湾による物流・人流の高度化」と「港湾空間の活用による付加価値力の創出」による四国の持続可能な発展の実現に向けた、今後特に推進すべき3つの未来像等をまとめている。

港湾物流の効率化やデータ連携、フェリー・RORO等の効率向上等による「労働力不足に立ち向かう港湾」、港湾空間を活用した賑わい創出、地域産業の競争力強化、クルーズ受入環境整備等による「地域に新たな価値を産み出す港湾」、大規模災害対策の強化や災害時物流経路の確保、脱炭素社会への適応等による「自然環境の変化に対応する港湾」の3つが未来像として挙げられている。(図 4.2)



出典：四国地方整備局「四国港湾ビジョン 2040～『効・創・適』新しい港の様式～ (概要)」(令和2年6月)

図 4.2 四国港湾ビジョン 2040～「効・創・適」新しい港の様式～

(3) 四国圏広域地方計画

平成28年に四国地方整備局で策定された国土形成計画の四国圏版であり、圏域を超えた交流で世界へ発信していくことを将来像として掲げている。(図 4.3)

新居浜港においては、四国圏の発展に向けた目標のうち、「南海トラフ地震への対応力の強化等、安全で安心して暮らせる四国」「地域に根ざした産業が集積し、競争力を発揮する四国」「歴史・文化、風土を活かした個性ある地域づくりを進め、人をひきつける四国」が取組として関連してくると思われる。

2) 四国圏の将来像



出典:国土交通省「四国圏広域地方計画(平成28年3月)」

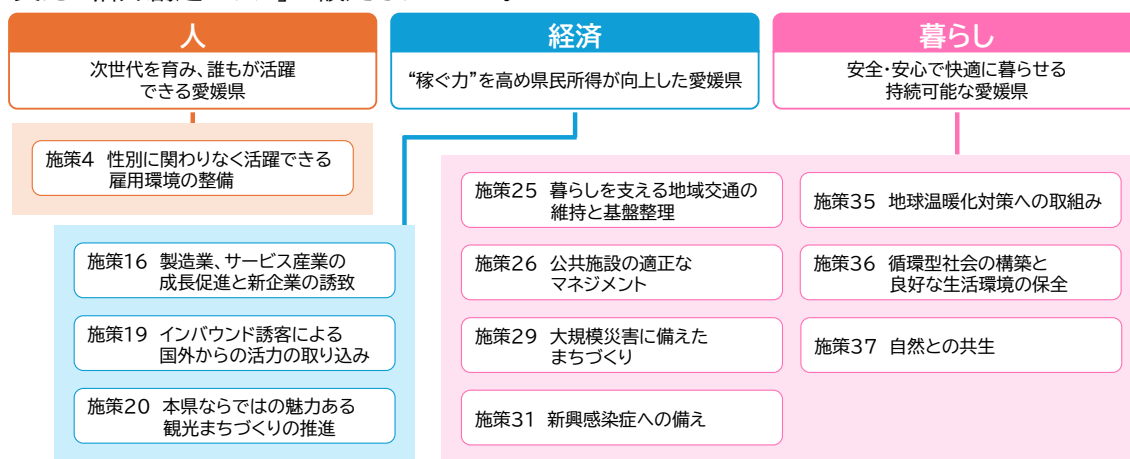
図 4.3 四国圏広域地方計画の概要

4.2 愛媛県における関連計画等

(1) 愛媛県総合計画

将来の人口減少を踏まえた愛媛県の将来ビジョンとして「愛媛県総合計画」があり、人口減少が見込まれるなか、県民所得の向上や安全・安心で快適な暮らしの実現に向けた政策・施策が掲げられている。新居浜港に関連する施策としては主に11の施策が関連している。(図 4.4)

その他、各エリアの特色を生かした地域振興を図るためのエリア構想があり、新居浜港が含まれる東予港エリアではエリアコンセプトとして「ものづくり産業と魅力ある自然や歴史文化資源等を核として地域の発展を支える活力創造エリア」が設定されている。



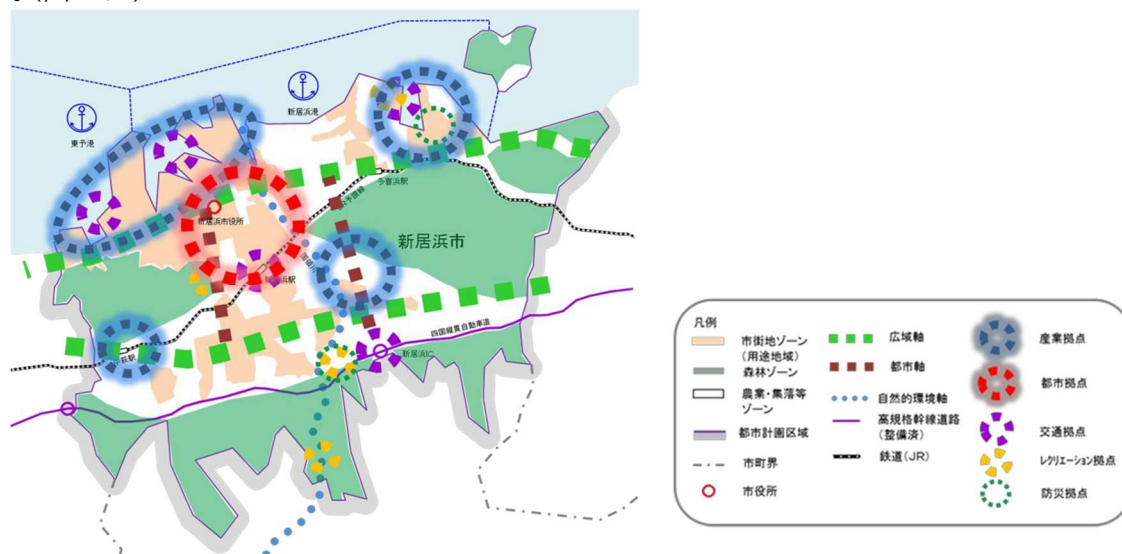
出典:愛媛県「愛媛県総合計画」(令和5年6月)

図 4.4 愛媛づくりの方向性と主な政策・施策(港湾に関連するものを一部抜粋)

(2) 新居浜都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、それを実現するために区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

具体的には、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジ、JR新居浜駅、新居浜港及び東予港を陸・海の交通拠点として位置づけ、交通・交流機能、物流機能の充実や防災機能の向上等を図っていくこととしている。(図 4.5)



出典:愛媛県「新居浜都市計画区域マスタープラン」(平成28年5月)

図 4.5 新居浜市の都市構造のイメージ

(3) 愛媛県地域防災計画

愛媛県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、愛媛県の地域(石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定により、政令で指定する石油コンビナート等特別防災区域を除く)に係る防災対策の大綱を定めたものであり、「風水害等対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」「原子力災害対策編」の4つで構成されている。

新居浜港は「地震災害対策編」において、「防災拠点となる港湾」として位置づけられている。(図 4.6)



出典:愛媛県「愛媛県地域防災計画」

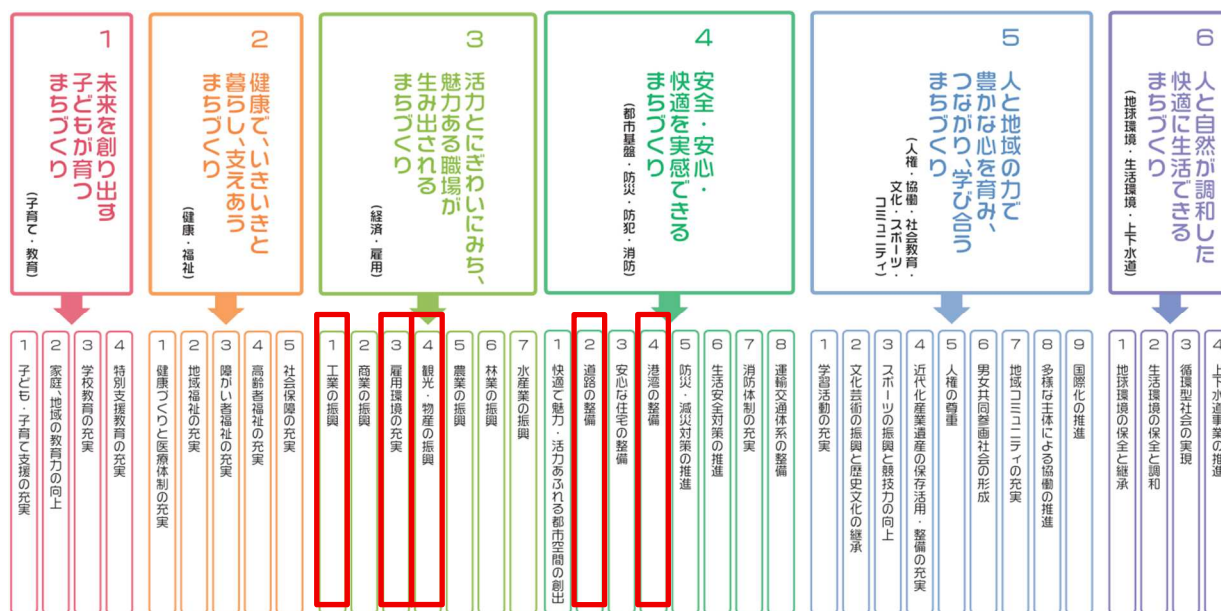
図 4.6 愛媛県内の防災拠点（港湾・漁港）

4.3 新居浜市における関連計画等

(1) 第六次新居浜市長期総合計画

新居浜市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画である。

「-豊かな心で幸せつむぐ- 人が輝く あかがねのまち にいはま」を将来都市像とし、この実現に向け、6つの目標と掲げている。(図 4.7)



長期総合計画の施策に関連する
新居浜港の主な課題

活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が
生み出されるまちづくり(経済・雇用)

1. 工業の振興
・ものづくり人材の確保と育成
・企業誘致 等
3. 雇用環境の充実
・産業を支える人材の確保
・働きやすい環境づくり 等
4. 観光・物産の振興
・地域資源の磨き上げと次世代
の観光資源の発掘 等

安全・安心・快適を実感できるまちづくり
(経済・雇用)

2. 道路の整備
・幹線道路の整備 等
4. 港湾の整備
・物流の高度化に対応する公共
ふ頭の整備
・港湾・海岸保全施設の適切な
管理と長寿命化
・港のにぎわいづくり 等

出典:新居浜市「第六次新居浜市長期総合計画」(令和3年3月)

図 4.7 まちづくりの目標ごとの施策(赤枠は港湾に関連する施策)

(2) 新居浜市都市計画マスタープラン

新居浜市の都市計画に関する基本的な方針で、将来の都市像や土地利用・道路・公園等の都市整備の基本的な方向性を定めたまちづくりの指針である。

新居浜港においては、「物流機能の一層の強化」、「みなとオアシスマリンパーク新居浜を軸とした賑わいの創出」、「神戸港行定期航路の維持」の大きく3つの方針を掲げている。(表 4.1)

表 4.1 港湾における整備方針

港湾における主な整備方針	概要
港湾機能の強化	- 近年の経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ船大型化等の変化に対応するための物流機能のより一層の強化・充実 - 臨港道路及び橋梁などの港湾施設の老朽化・耐震対策の推進
みなとオアシスマリンパーク 新居浜の維持・管理	適切な維持・管理による「みなと」を核としたにぎわいの創出
運行環境の整備	- 新居浜市と神戸市を結ぶ定期航路の維持 - 鉄道、バス、自動車交通等との利用バランスに配慮した運行環境の整備の促進

出典：新居浜市「新居浜市都市計画マスタープラン」(令和3年 3 月)

(3) 新居浜市地域防災計画

新居浜市の防災対策の指針として、災害対策基本法第42条の規定に基づき、昭和38年に災害応急対策計画を主として策定された。

令和7年2月には能登半島地震を踏まえ、被災者支援、市民への情報伝達に関する内容に修正がなされている。(表 4.2)

表 4.2 新居浜市地域防災計画の沿革（一部抜粋）

年月	計画の策定・主な修正内容
昭和 38 年 10 月	災害応急対策計画を主眼として策定
(昭和38年～令和3年にかけて12回の修正が実施、詳細は割愛)	
令和 3 年 3 月	- 災害対策基本法及び水防法の改正内容並びに防災基本計画修正及び愛媛県地域防災計画修正を反映 - 防災・減災に資する国土強靱化基本法に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を明記 - 新型コロナウイルスの感染対策の観点を取り入れた防災対策、避難所の過密抑制について変更 5段階の警報レベルでの防災情報提供による避難行動の支援を反映 - 消防防止合同庁舎及び防災センターの開設、危機管理体制の見直しを反映
令和 4 年 3 月	- 災害対策基本法の改正内容及び防災基本計画修正ならびに愛媛県地域防災計画修正を反映 - 避難勧告・避難指示の一本化や避難指示の実施段階等、避難情報の在り方の包括的な見直しを反映 - 個別避難計画について市の作成の努力義務化であることの明記 - 広域避難における市町村間の協議を可能とする規定等の措置の反映 - 避難所の健康管理や衛生管理、適切な空間確保等、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
令和 7 年 2 月	- 国の防災基本計画、愛媛県地域防災計画の修正を反映 - 関連法令や施策進展等を踏まえ、多様な主体と連携した被災者支援、市民への情報伝達等の修正事項を反映

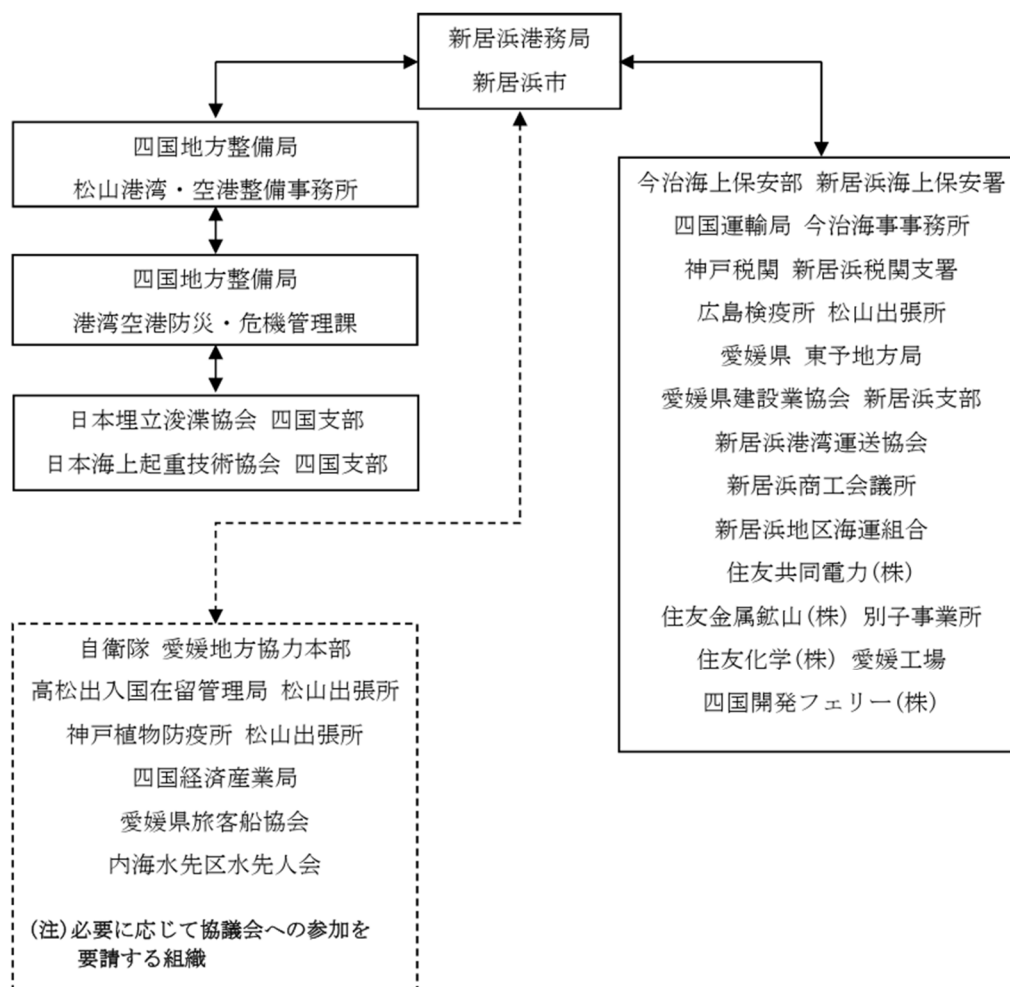
出典：新居浜市「新居浜市地域防災計画」

(4) 新居浜港港湾事業継続計画(新居浜港港湾 BCP)

東南海・南海地震及びそれに伴う津波といった大規模自然災害等の発生により新居浜港の港湾機能に支障が生じた場合に、関係者の生命の安全と前提として「二次災害の発生を抑制しつつ、救援活動や緊急物資輸送のための港湾輸送能力の確保」「地域経済を維持するための許容される最低限度の港湾輸送能力の確保」「許容される期間内での重要物資等の輸送の再開」の3つの機能を実現することを目的として当該計画が策定された。

この計画では、港湾を利用する多数の関係者間の連絡体制を確立し、各自の役割や対応の手順、復旧目標等を明確にしている。(図 4.8)

緊急物資輸送を東港地区黒島第1岸壁(-7.5m耐震)や垣生第1岸壁(-7.5m)で行うため、被災時は多喜浜航路(-7.5m)・泊地(-7.5m)の啓開及び緊急輸送道路である臨港道路多喜浜ふ頭線、垣生線および、市道 沖浜中通り線、東港東浜筋線の啓開が優先される。



出典:新居浜港務局「新居浜港港湾事業継続計画(新居浜港港湾 BCP)」(令和3年2月改訂)

図 4.8 災害時等緊急連絡網

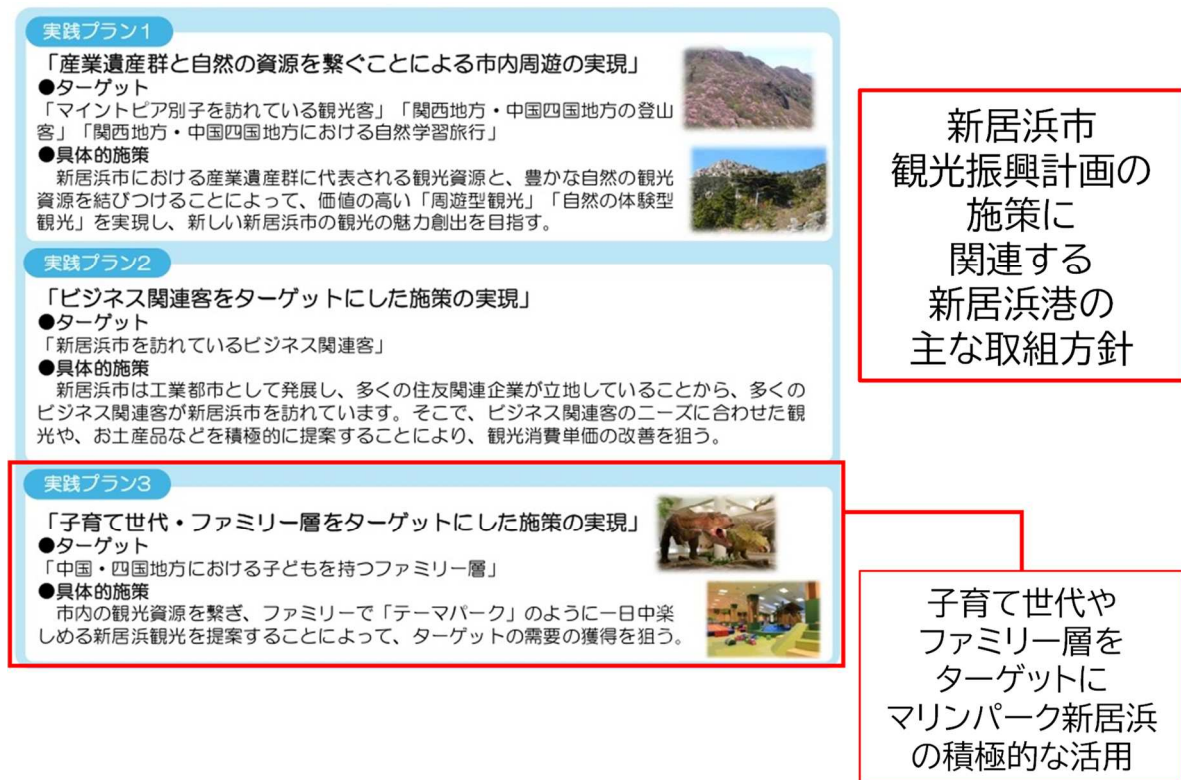
(5) 新居浜市観光振興計画

新居浜市では、人口減少、少子高齢化社会が急速に進行する中で交流人口の拡大や、地域経済の活性化を図るため、別子銅山の近代化産業遺産や新居浜太鼓祭り等、新居浜市内の豊かな地域資源を活用した観光振興を重要な施策と位置づけ、観光振興の目指すべき姿を示すため当該計画が策定された。(図 4.9、図 4.10)



出典:新居浜市「新居浜市観光振興計画 概要版」(平成30年3月)

図 4.9 基本戦略



出典：新居浜市「新居浜市観光振興計画 概要版」(平成30年3月)

図 4.10 実践プラン

4.4 新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画

令和2年の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受け、新居浜港において、港湾地域の脱炭素を目指した「新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素推進計画」を令和5年9月に策定した。

当計画は、非鉄金属、化学工業、機械製造などの産業が立地している新居浜港等において、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた戦略や実行プランを定めている。(図 4.11)

また、LNGの普及拡大や次世代エネルギーの利用拡大と受入環境整備等、8つの方針を掲げ、2030年度に2013年度比46%減、2050年にカーボンニュートラルの実現を目指している。(図 4.12)



※ 新居浜港等におけるCNP形成のイメージ図は、将来需要や今後の事業性検討等の実施状況を踏まえ、適宜見直しを図るものとする

出典:新居浜港務局・愛媛県「新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素推進計画」(令和5年9月)

図 4.11 CNP 形成のイメージ図



出典：新居浜港務局・愛媛県「新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素推進計画」（令和5年9月）

図 4.12 新居浜港等におけるCNP形成に向けた8つの取組イメージ